

○ 通商産業省告示 第二百三十七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第六号の規定に基づき、緊急保安炎筒の内容を次のように定めたので、告示する。

なお、昭和四十一年通商産業省告示第百六十六号（火薬類取締法施行規則の規定に基づき、緊急保安炎筒の内容を定める件）は、廃止する。

平成九年四月二十二日

通商産業大臣 佐藤 信二

次の各号に該当する炎筒

- 一 交通事故その他の緊急の場合に信号用として使用するものであること。
- 二 断面が円形又は多角形の柱状の形態であって、全長が三十六センチメートル以下、燃燒部分の断面積が五平方センチメートル以下であり、かつ、点火部を完全に被ったものであること。
- 三 ケースの厚さは〇・一センチメートル（発炎剤が固形であるものにあつては〇・〇四センチメートル）以上であり、発炎剤が外部に露出せず、かつ、容易に取り出せないものであること。
- 四 発炎剤は、過塩素酸塩又は硝酸塩を主成分とする火薬を使用したものであつて、成分中に硫黄を含有するものにあつては、二・六パーセント以上の塩素酸塩を含まず、成分中に塩素酸塩を含むものにあつてはアンモニウム塩を含まないものであること。
- 五 発炎剤の落つい感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点三十センチメートル以上であること。
- 六 発炎剤の摩擦感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点十六キログラム以上であること。
- 七 発炎剤の起爆感度は、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）の呼び方二五Aに装てんし、六号雷管一本により起爆したとき、不爆であること。
- 八 発炎剤は、摂氏百度で七十二時間静置したとき、発火しないものであること。
- 九 完成品は、摂氏七十度で四十八時間静置したとき、発火又は明らかな分解を起こさないものであること。